令和８年度　静岡市屋外広告物講習会のお知らせ

屋外広告業に携わる方を対象に、屋外広告物講習会を開催します。屋外広告物に関する知識習得のために、是非ご受講ください。

この講習会の修了者は、屋外広告業登録制度における「業務主任者」になることができます。ただし、講習会の修了のみでは、「堅牢な広告物（建築基準法による確認申請が必要な４ｍ超の広告物）の安全点検資格者」となることはできませんので、ご注意ください。

Ⅰ　講習会の開催

１　開催日　　令和９年１月 28 日（木）
２　受付　　午前９時 00 分～９時 15 分　時間厳守
３　会場　　静岡市上下水道庁舎　７階　71 会議室（静岡市葵区七間町 15-1）
４　日程

9:00～ 9:15	受付	
9:15～ 9:20	挨拶	
9:20～10:30	広告物に関する法令の知識	屋外広告物の法令
10:30～10:40		休憩
10:40～11:10		景観法、清水港・みなと色彩計画
11:10～11:30		工作物の確認申請
11:30～11:45		道路法（道路占用許可）
11:45～12:00		道路交通法
12:00～13:00	昼食（各自）	
13:00～14:00	広告物の表示についての知識	
14:00～14:10	休憩	
14:10～15:10	広告物の施工についての知識	建築
15:10～15:40		電気
15:40～15:50	休憩	
15:50～16:20	履修状況確認試験	
16:20～16:30	修了証書授与	

５　持ち物　筆記用具、受講票

Ⅱ　受講申込みの受付、問合せ

１　受付期間　　**・令和８年 11 月 30 日(月)～令和８年 12 月 25 日(金)**
※定員(60 人)を上回る申し込みがあった場合、**受付終了**となります。
（申請書持参の場合、土・日・祝日を除いた開庁時間内。郵送の場合、25 日必着。）

２　受付窓口　　・静岡市役所　景観まちづくり課　屋外広告物係（静岡庁舎新館７階）
〒４２０－８６０２　静岡市葵区追手町５番１号　　℡０５４－２２１－１１２３

３　受付方法　　・受講申請書に必要事項を記入の上、**景観まちづくり課に持参又は郵送若しくは電子申請（LOGO フォーム）でお申込みください。**
（申請書氏名欄は、受講者が署名又は記名。押印不要。）
・屋外広告物講習会受講申請書（様式第 27 号）
下記 URL または静岡市 HP からダウンロード
⇒　https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4751/s012547.html
・電子申請（LOGO フォーム）はこちら⇒　https://logoform.jp/form/79j2/1894026
上記 URL または下記 QR コード

※電子申請は受付期間及び定員内の場合、利用可能。

裏面あり

・講習手数料は、受付後に発行する納入通知書兼領収証書（納入義務者名（宛名）は受講者名）にてお振込みください。（**申込時に郵送先をご指定ください。**）

4 その他　・申請書には必要事項として受講者の生年月日、住所、勤務先などの記入と、**写真の貼付**が必要となります。

5 注意点　・申込後の受講者の変更、**手数料の還付はできません**のでご注意ください。

Ⅲ　講習会手数料

区　　分	金額
広告物に関する法令についての知識	２，６００円
広告物の表示の方法についての知識	
広告物の施工についての知識	１，３００円
合　　計	３，９００円

１　講習会の課程の一部免除

次の資格を有する方は、「広告物の施工についての知識」の課程が免除されますので、講習会手数料が２，６００円となります。受講申込みの際、**その資格を証する書面の写しを添付**してください。

（１） 建築士法に基づく**建築士**の資格を有する者
（２） 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)に基づく**電気工事士**の資格を有する者
（３） 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく**電気主任技術者免状**の交付を受けている者
（４） 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号　旧職業訓練法)に基づく帆布製品製造科に係る**職業訓練指導員免状所持者**、帆布製品製造科に係る**職業訓練修了者**又は帆布製品製造に係る**技能検定合格者**

Ⅳ　講習会修了後の取り扱い

（１） 所要課程を受講した方には、履修状況確認試験後、修了証書を交付します。

（２） 新たに静岡市内で屋外広告業を営む場合は、静岡県若しくは静岡市の条例に基づき登録を受ける必要があります。静岡県の登録を受けた方は、特例制度を利用できますので、修了証書の写しを添えて『特例屋外広告業届出書』を静岡市景観まちづくり課へ提出してください。

Ⅴ　その他

・講習会当日は、原則公共交通機関をご利用ください。
（お車の方は、周辺の有料駐車場をご利用ください。）
・指定場所以外での飲食・喫煙は禁止となります。
・咳等の症状がある場合には、マスクの着用など周囲の方へ配慮をお願いします。